



## 「森林破壊禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」(NDPE)方針とは？

レインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)

2023年10月

「NDPE方針」とは、パーム油や紙パルプなど森林をリスクにさらす産品(森林リスク産品)生産における、森林保護及び人権尊重に関する新たな国際基準です。銀行や消費財企業が、森林リスク産品に関連する取引先、投融資先企業、供給業者に対して適用する方針です。以下は、これら適用先企業の生産慣行が「森林破壊ゼロ、泥炭地ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE: No Deforestation, No Peatland, No Exploitation)でなければならないという要件に適合させるために必須は要求事項を詳述したものです。

- 「森林破壊ゼロ」要件は、新たな産品生産のために森林や保護価値の高い(HCV: [High Conservation Value](#))地域の皆伐を禁止する。保全すべき森林を特定する代表的なツールには「[高炭素貯留\(HCS: High Carbon Stock\)アプローチ](#)」(注1)がある。供給業者はこのツールを使用して、森林を転換することなく、保護の必要があるHCS林やHCV地域と、パーム油やパルプ、天然ゴムなどの生産に利用可能な土地とを特定する。産品横断的なNDPE方針では森林地域のみならず、低木林、草原、サバンナを含むすべての自然生態系の転換や劣化を禁止する要件が含まれる。
- 「泥炭地ゼロ」要件は、泥炭地の排水や劣化が必要になる土地での新規産品開発を禁止するものである。泥炭地とは、有機物の腐敗によって形成された炭素を豊富に含む土壌を持つ陸上の湿地生態系である。気候変動を悪化させる炭素の排出を回避するには、泥炭地を手付かずの状態に維持することが重要である。
- 「搾取ゼロ」要件は、人権、先住民族、コミュニティ、労働者の権利の侵害を禁止するものである。また、供給業者に対して、国際人権規範とベストプラクティスを遵守し、コミュニティが自分たちの土地や領域での産品生産に同意を与える、もしくは与えない権利(FPIC、注2)を尊重するよう要求する。NDPE方針ではサプライチェーン全体において、供給業者や生産者によって長期に渡って引き起こされた環境・社会被害に対する救済についての要件も詳述される。

### 【NDPE方針成立の背景】

「森林破壊ゼロ、泥炭地ゼロ、搾取ゼロ」(NDPE)方針は、パーム油のサプライチェーン全体を通じて、生産者、加工業者、エンドユーザーの最小必要人数がNDPE要件を採用したことで、真に責任ある生産慣行のベンチマークとなりました。現在、銀行や投資家、消費財企業がNDPE生産

要件を産品横断的な方針に採用しています。これには、紙パルプ、天然ゴム、カカオのサプライチェーンに適用される方針も含まれています。

初めてNDPE方針が採用されたのは、2013年です。最大のパーム油認証制度である「持続可能なパーム油に関する円卓会議」(RSPO)を通じた形では、パーム油生産による環境・社会影響に対処できないという市民社会、投資家、消費者の高まる懸念を受けてのことでした。

当時のRSPO基準は、森林伐採を許容し、3メートルまでの深さの泥炭地も開発が認められていました。さらに、マレーシアにおける外国人労働者の強制労働、インドネシアにおける児童労働や不安定雇用に対処するための労働条件の改善といった、適切な社会的セーフガードを欠いていました。

このため、RANの「スナック食品20キャンペーン」(2013年、注3)の焦点となった企業を含む多くの消費財企業が、RSPO基準を上回るNDPE要件を詳述した調達方針を採用した。投資家もまた、最大手のアグリビジネス企業にNDPE方針を採用するよう主張しました。このような世界市場と資金提供者からの明確なシグナルにより、ウィルマー、ゴールデン・アグリ・リソースズ、ムシマラスなどの主要パーム油トレーダーがNDPE方針を採用し、同方針を自社の事業とサプライチェーン全体に導入する取り組みを開始しました。

## 【今後の課題】

しかし、すべてのNDPE方針が、国際的な市民社会組織によって定義された「NDPE」ベンチマークほど強固なものではありません。以下は、不十分なNDPE方針の例です。

- 上記に示した、NDPE生産要件の主要な要素が欠けている。
- 方針の遵守を求める範囲が不十分で、取引先企業のグループ全体に適用されていない。
- 方針がパーム油のみに適用され、すべての森林リスク産品に適用されていない。

注1)「高炭素貯留アプローチ(HCSA): 熱帯林減少を止める～保護すべき天然林地域を特定する科学的に着実な実践ツール」

<https://highcarbonstock.org/wp-content/uploads/2020/01/Final-HCSA-Brochure-JP-web-1.pdf>

注2)「FPIC」(エフピック)とは Free, Prior and Informed Consentの略。

参考: RAN報告書「FPIC実施原則の必要性」発表(2020/12/22)

<https://japan.ran.org/?p=1763>

注3) RANが2013年に開始したキャンペーンで、食品・菓子企業20社を対象にパーム油調達方針強化と問題あるパーム油の排除を求めた。

**RAN日本代表部**

東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-11-204 | [Japan.ran.org](http://Japan.ran.org)

[japan@ran.org](mailto:japan@ran.org)